様式４

解禁日：　有（令和　　年　月　日）　・　（無）

令和８年 10 月 23 日

報道関係者　様

守口市報道提供資料

守口市情報セキュリティポリシーに違反する事案等について

１　概要

令和６年１月にあった職員の服務に関する投書を受け、職員の服務を所管する総務部人事課長（当時）は、対象となった職員本人又はその上司に、投書内容に関する事実確認を行うことなく、情報システムを所管する企画財政部デジタル戦略課長（当時）に対して、市が貸与する業務用パソコン（以下「市貸与ＰＣ」といいます。）の操作ログ（※1）及び市貸与ＰＣに保存されていた業務とは無関係であることが疑われるファイル及びフォルダのデータを抽出し、提供するよう依頼しました。依頼を受け、デジタル戦略課長から人事課長に対してデータを提供しました。

また、このデータを調査する過程において、投書になかった別の職員についても、本人又はその上司への事実確認を行うことなく、市貸与ＰＣの操作ログ及び市貸与ＰＣに保存されていた業務とは無関係であることが疑われるファイル及びフォルダのデータの抽出及び提供を人事課長が依頼し、デジタル戦略課長から提供しました。

守口市情報セキュリティポリシー（※2）では、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等の利用状況調査を行う場合、「統括情報セキュリティ責任者（以下「統括責任者」といいます。）及び統括責任者が指名した者は、不正アクセス、不正プログラム等の調査のために、職員等が使用しているパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体等のログ、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査することができる」と規定しております。

しかし、データ提供を依頼した人事課長及び依頼を受けたデジタル戦略課長の両名は、統括責任者からの指名を受けるという手続を経ることなく、両課長個人の判断で抽出及び調査が行われていました。

また、人事課長からデジタル戦略課長へのデータ提供依頼は、文書によることなく口頭の依頼のみで行われており、これらの経過等が確認できる記録は存在していませんでした。

（※1）　パソコンを使用する者が、当該パソコン上で実行した操作を記録したデータのことです。
（※2）　市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策についての基本的事項を定めたポリシーです。

２　今後の対応

統括責任者から指名を受けることなく、両課長個人の判断で市貸与ＰＣの利用状況調査を行ったことは、守口市情報セキュリティポリシーに違反するものであり、情報セキュリティの重大なインシデントに該当するものと認識しております。

また、本事案において、データの提供依頼を文書ではなく口頭で行ったことは、依頼の目的や正当性、責任の所在が曖昧になり、組織としての厳格な記録や事後検証が困難になることから、情報資産の適切な管理と透明性を担保するためにも、依頼等を文書により記録を残すべきであり、本提供依頼については、守口市文書取扱規程に基づく事務の観点から不適切であったと認識しております。

現在、このような運用は行われておりませんが、今後とも、市民の皆さんの個人情報も含まれる市の情報資産の取扱いにおいて、守口市情報セキュリティポリシーを遵守し、厳格かつ適切な運用を行うことを徹底してまいります。

本事案は守口市情報セキュリティポリシーに違反するものであり、関係職員について厳正に対処してまいります。

また、本事案において、現時点では、市民の個人情報等の外部への漏えいは確認されておりませんが、外部への情報漏洩の有無について、早急に調査を行ってまいります。

問合せ：（守口市情報セキュリティポリシーに関すること）
守口市役所企画財政部行財政改革・ＤＸ推進課
電話　０６－６９９１－２３２４　（直通）

（職員の服務調査に関すること）
守口市役所総務部人事課
電話　０６－６９９２－１４０８　（直通）

（守口市文書取扱規程に関すること）
守口市役所総務部法制文書課
電話　０６－６９９２－１５８６　（直通）